

令和5年度開始月別／コース別認定数

上半期

訓練開始月		基礎コース (人)			実践コース (人)					
年	月	実績枠	※1 新規枠		全国共通分野			その他	※1 新規枠	
					介護系	医療事務系	※3 デジタル系			
令和5年	4月	105	85	20	200	40	15	30	75	40
	5月	70	50	20	200	40	15	30	75	40
	6月	70	50	20	140	20	※2	40	60	20
	7月	50	30	20	125	20	※2	30	60	15
	8月	50	50	※2	115	20	※2	30	50	15
	9月	50	50	※2	65	20	※2	25	20	※2
合計		395	315	80	845	160	30	185	340	130

下半期

訓練開始月		基礎コース (人)			実践コース (人)					
年	月	実績枠	※1 新規枠		全国共通分野			その他	※1 新規枠	
					介護系	医療事務系	※3 デジタル系			
令和5年	10月	50	30	20	70	15	10	15	15	15
	11月	50	30	20	40	15	10	※2	0	15
	12月	50	30	20	25	15	※2	※2	0	10
令和6年	1月	30	30	※2	15	※2	※2	※2	15	※2
	2月	45	45	※2	0	※2	※2	※2	※2	※2
	3月	43	43	※2	0	※2	※2	※2	※2	※2
合計		268	208	60	150	45	20	15	30	40

※1 新規参入枠については、基礎コース、実践コース共に分野共通枠とし、30%の範囲内で設定します。

※2 認定定数については(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部(075-951-7392)にお問い合わせください。

※3 デジタル系については、「IT分野」に「デザイン分野」のうち「WEBデザイン系コース」を加えたものです。

1. 認定単位期間の認定上限値は30名とします。
2. 認定単位期間で実績枠に余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で、新規参入枠への振替を可能とします。
3. 実践コースの全国共通分野において、認定単位期間で余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で「その他」分野への振替を可能とします。
4. 中止コースの繰り越しを可能とします。
5. 定員枠の残数の繰り越しを可能とします。
6. 第3四半期以降については認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分、及び中止コースの繰り越し分について、基礎・実践間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とします。

令和5年度求職者支援訓練実施計画について

【求職者支援訓練分】

【開始月別日程】

京都労働局職業安定部訓練課

訓練開始			訓練認定申請期間		受講生募集期間		訓練選考日時等	
年	月	日	受付開始	受付終了	募集開始	募集終了	選考日	通知日
令和5年	4月	14日	1月10日(火)	1月23日(月)	2月28日(火)	3月24日(金)	3月29日(水)	4月3日(月)
	5月	15日	1月16日(月)	1月27日(金)	3月27日(月)	4月19日(水)	4月24日(月)	4月27日(木)
	6月	15日	2月22日(水)	3月8日(水)	4月25日(火)	5月25日(木)	5月30日(火)	6月2日(金)
	7月	14日	3月27日(月)	4月7日(金)	5月31日(水)	6月23日(金)	6月28日(水)	7月3日(月)
	8月	17日	4月24日(月)	5月10日(水)	6月30日(金)	7月26日(水)	7月31日(月)	8月3日(木)
	9月	15日	5月22日(月)	6月2日(金)	7月26日(水)	8月25日(金)	8月30日(水)	9月4日(月)
	10月	16日	6月23日(金)	7月7日(金)	8月29日(火)	9月22日(金)	9月27日(水)	10月2日(月)
	11月	15日	7月24日(月)	8月4日(金)	9月28日(木)	10月24日(火)	10月27日(金)	11月1日(水)
	12月	15日	8月22日(火)	9月5日(火)	10月30日(月)	11月24日(金)	11月29日(水)	12月4日(月)
令和6年	1月	15日	9月22日(金)	10月6日(金)	11月22日(水)	12月18日(月)	12月21日(木)	12月26日(火)
	2月	15日	10月23日(月)	11月6日(月)	12月25日(月)	1月24日(水)	1月29日(月)	2月1日(木)
	3月	15日	11月22日(水)	12月6日(水)	1月29日(月)	2月22日(木)	2月28日(水)	3月4日(月)

◆◆◆ 求職者支援訓練の認定を受けようとする訓練実施機関の皆様へ ◆◆◆

令和5年度開講コースに係る「指定来所日」の設定について

求職者支援訓練を受講される「特定求職者」及び「特定求職者に準ずる者」は、ハローワークで個別に指示する「就職支援計画書」に基づき求職活動を実施するとともに毎月1回所定の日
にハローワークで相談を受ける日（指定来所日）を設定しております。

つきましては、令和5年度については、「日別計画書」の作成時に下表の区分により設定をいただきますようお願いします。

京都労働局訓練課

訓練種別	訓練分野 番号	訓練分野	指定来所日																			
			令和5年												令和6年							
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
基礎コース			第3火曜	×	16日	20日	18日	15日	20日	17日	21日	19日	22日	20日	19日	16日	21日	18日	16日	20日	17日	
実践コース	02	IT分野	第3水曜	×	17日	21日	19日	16日	20日	18日	20日	18日	20日	17日	21日	22日	17日	15日	19日	17日	21日	18日
	04	医療事務分野																				
	05	介護福祉分野																				
		03	営業・販売・事務分野	第3木曜	×	18日	15日	20日	17日	21日	19日	17日	21日	18日	22日	21日	18日	16日	20日	18日	15日	19日
		11	デザイン分野																			
		06	農業分野	第3金曜	×	19日	16日	21日	18日	22日	20日	17日	22日	19日	19日	18日	19日	17日	21日	19日	16日	20日
		07	林業分野																			
		08	旅行・観光分野																			
		09	警備・保安分野																			
		10	クリエイト（企画・創作）分野																			
		12	輸送サービス分野																			
		13	エコ分野																			
		14	調理分野																			
		15	電気関連分野																			
		16	機械関連分野																			
		17	金属関連分野																			
		18	建設関連分野																			
		19	理容・美容関連分野																			
	20	その他の分野																				

※赤字部分は指定来所日を変更しています。

指 定 来 所 日

*求職者支援訓練eラーニングコース（令和5年度分 ※令和5年7月開講以降分から適用）

訓練種別	訓練分野	開講日	指 定 来 所 日																	
			令和5年									令和6年								
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実践コース	全分野	7/14	×	×	×	×	18日	21日	20日	20日	20日	19日	×	×	×	×	×	×	×	×
		8/17	×	×	×	×	×	25日	23日	24日	22日	23日	26日	×	×	×	×	×	×	×
		9/15	×	×	×	×	×	×	20日	21日	21日	19日	21日	22日	×	×	×	×	×	×
		10/16	×	×	×	×	×	×	×	22日	22日	22日	22日	25日	22日	×	×	×	×	×
		11/15	×	×	×	×	×	×	×	×	21日	19日	21日	22日	19日	21日	×	×	×	×
		12/15	×	×	×	×	×	×	×	×	×	19日	21日	22日	19日	21日	21日	×	×	×
		1/15	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	21日	22日	19日	21日	21日	22日	×	×
		2/15	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	22日	19日	21日	21日	22日	21日	×
		3/15	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	19日	21日	21日	22日	21日	24日